

第二次

福島県自殺対策推進行動計画

(案)

平成 年 月

福島県

目 次

第1章 計画策定の趣旨・目標

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の位置づけ 1
- 3 目標及び計画期間 1

第2章 福島県の自殺の現状と課題

- 1 本県の自殺者数 2
- 2 全国・本県の自殺率推移 2
- 3 性別・年齢階層別自殺者数 3
- 4 原因・動機別自殺者数 6
- 5 原因・動機別、年齢階層別自殺者数 6
- 6 職業別自殺者数 7
- 7 自殺対策の課題 8

第3章 自殺対策

- 1 自殺対策推進の基本的考え方 10
 - (1) 社会的要因も踏まえ総合的に取り組む 10
 - (2) 県民一人ひとりが自殺予防の担い手となるよう取り組む 10
 - (3) 自殺の事前予防、危機対応に加え、未遂者や遺族への事後対応に取り組む 10
 - (4) 自殺を考えている人を関係者が連携して包括的に支える 10
 - (5) 自殺の実態解明を進め、その成果に基づき施策を展開する 10
 - (6) 中長期的視点に立って、継続的に進める 10
- 2 具体的取組み 11
 - (1) 自殺の実態を明らかにする 11
 - (2) 県民一人ひとりの気づきと見守りを促す 12
 - (3) 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する。 13
 - (4) 心の健康づくりを進める 14
 - (5) 適切な精神科医療を受けられるようにする 15
 - (6) 社会的な取組みで自殺を防ぐ 15
 - (7) 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ 20
 - (8) 遺された人の苦痛を和らげる 21
 - (9) 民間団体や公的機関との連携を強化する。 22

第4章 推進体制

- 1 連携協力の確保 23
 - (1) 福島県自殺総合対策庁内連絡会議の開催 23
 - (2) 福島県自殺対策推進協議会の開催 23
- 2 計画推進のために 23

第1章 計画策定の趣旨・目標

1 計画策定の趣旨

我が国の自殺者数は、平成10年から急増し、平成21年まで年間3万人前後で推移しています。

福島県においても、全国と同様の時期から増加し、年間500人から600人前後という高い水準で推移し、平成18年には618人と過去最多となりました。この状況を踏まえ、平成19年12月、自殺対策に率先して取り組んでいく必要があるとの認識のもと、「福島県自殺対策推進行動計画」を策定し、(1)調査研究の推進、(2)未然防止のための取組み、(3)自殺発生の危機対応のための取組み、(4)自殺発生後の対応のための取組み、(5)関係者への支援・協力の5つの柱に基づいた施策を進めてきました。

しかし、自殺者数は平成19年には589人、平成20年には535人と減ったものの、平成21年はリーマンショック等による厳しい経済情勢の影響を受け、591人と再度増加に転じました。（※数値は人口動態統計による値）

この間、国においては、平成20年10月に「自殺対策加速化プラン」が、平成22年2月には「いのちを守る自殺対策緊急プラン」が策定され、更なる自殺対策が進められているところです。

このような状況を踏まえ、「福島県自殺対策推進行動計画」の期間満了に伴い、「第二次福島県自殺対策推進行動計画」を策定するものです。

本計画では、県民一人ひとりが、自殺を身近な問題として受けとめ、自殺予防の担い手となること、ひいては、「一人ひとりが、人や地域とのつながりと思いやりを大切にし、お互いを支え合う温かな社会」の実現を目指します。

2 計画の位置づけ

- (1) この計画は、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）及び自殺総合対策大綱（平成19年6月8日閣議決定）に基づき、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、策定するものです。
- (2) 福島県総合計画「いきいきふくしま創造プラン」との整合を図り、「思いやりと支え合いの心に満ちた社会の実現」を具体化するための行動計画として策定するものです。
- (3) 本計画の実施に当たっては、「福島県保健医療福祉ビジョン」、「第五次福島県医療計画」、「健康ふくしま21計画」及び「ふくしま障がい者プラン」との整合を図ります。

3 目標及び計画期間

福島県総合計画「いきいきふくしま創造プラン」との整合を図り、平成26年までに自殺者数を470人以下とすることを目標とします。

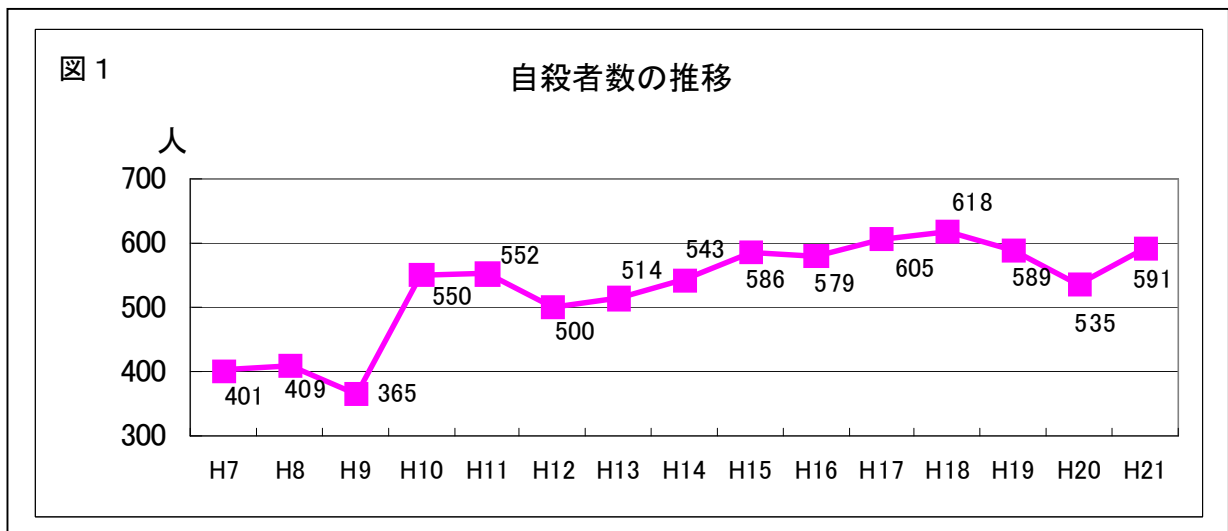
また、平成23年度から平成26年度までの4年間を計画期間とします。

第2章 福島県の自殺の現状と課題

1 本県の自殺者数

本県の自殺者数は、厚生労働省の人口動態統計によると、平成9年までおおよそ400人前後で推移してきましたが、平成10年に550人となり、以降12年間連続して500人を超える高い水準で推移しています。そして、平成18年の618人をピークに、19年、20年と2年連続で減少しましたが、平成21年に再び増加に転じました。

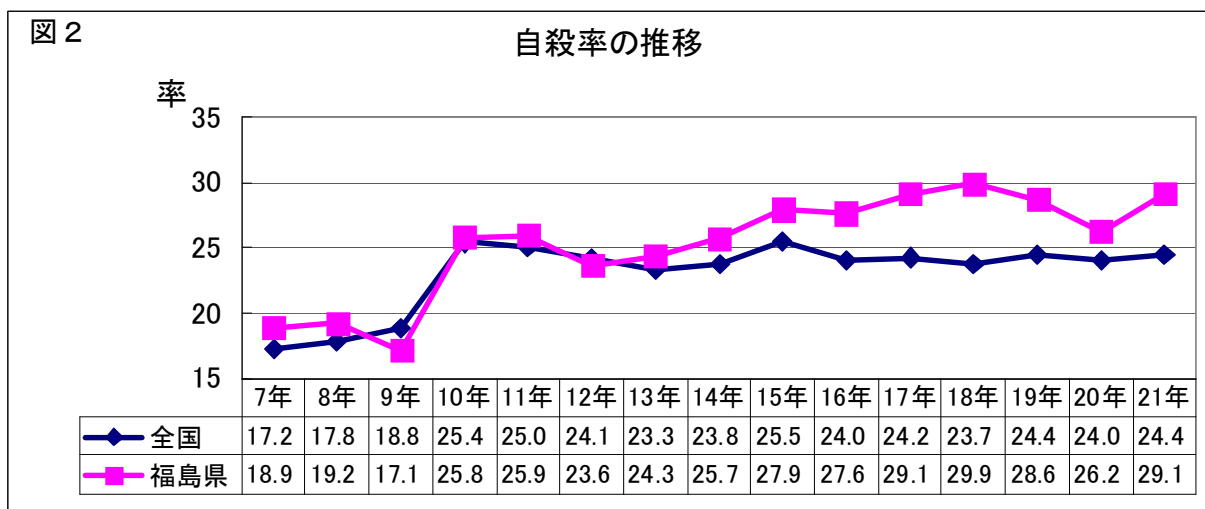
また、平成21年の自殺者数は交通事故死者数(157人)の約4倍であり、病気以外の死亡数(1,415人)の4割以上を占めています。



出典：人口動態統計（厚生労働省）

2 全国・本県の自殺率推移

本県の自殺率（人口10万人あたりの自殺者数）は、平成13年以降、全国値を上回って推移しています。



出典：人口動態統計（厚生労働省）

○ 自殺率の都道府県順位

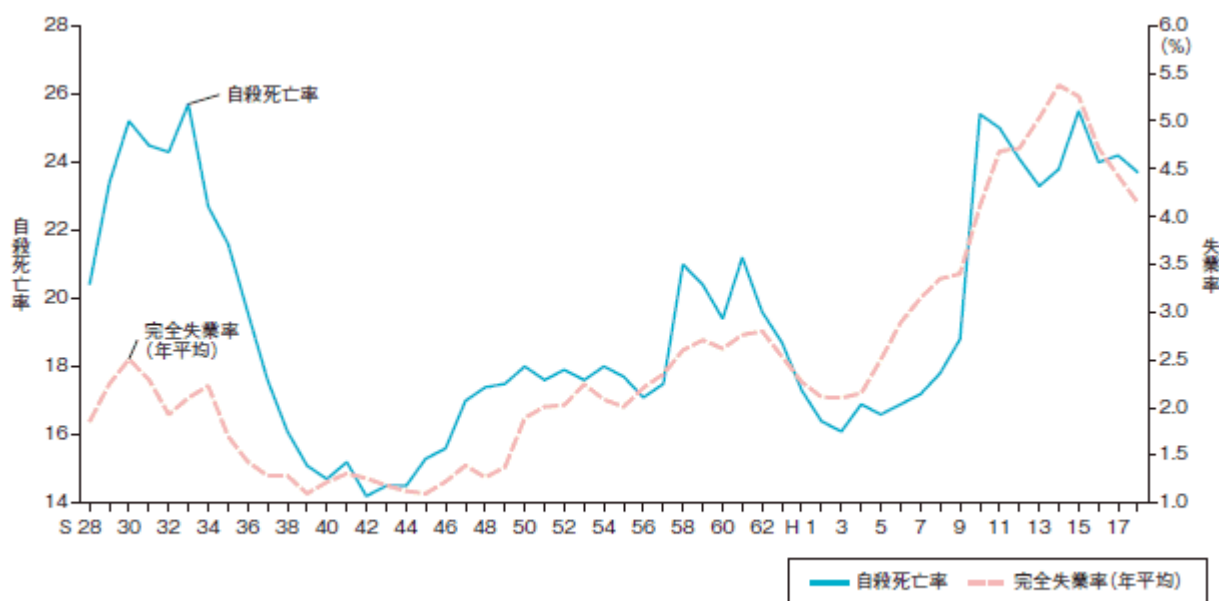
人口動態統計による自殺率では、東北地方及び四国・九州の県がワーストの上位を占めています。本県は、平成20年を除きワースト10位以内で推移しています。

自殺は経済状況と関係が深く、失業率が増えれば自殺率も増える相関関係にあります。東北地方の失業率は、全国値よりも高い水準で推移していることが東北各県の自殺率に影響していると考えられます。

表1

年	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
H16年	秋田	青森	岩手	高知	島根	宮崎	新潟	山形	鹿児島	福島
H17年	秋田	青森	岩手	山形	富山	宮崎	高知	新潟	長崎	福島
H18年	秋田	岩手	山形	島根	宮崎	青森	新潟	福島	鹿児島	山梨
H19年	秋田	宮崎	青森	岩手	島根	新潟	高知	鹿児島	福島	山形
H20年	秋田	青森	岩手	宮崎	鳥取	島根	和歌山	山形	北海道	鹿児島
H21年	秋田	青森	岩手	島根	高知	新潟	宮崎	福島	山口	沖縄

図3 自殺死亡率と完全失業率の相関関係



3 性別・年齢階層別自殺者数

自殺者の状況を性別に見ると、男性が全体の7割を超えています。男性について、年齢階層別に見ると、50歳代が一番多く、次いで40歳代、60歳代と30歳代がほぼ同じとなっています。

女性については、50歳を超える年齢階層の自殺者数が多くなっていますが、男性ほど年齢階層による違いはありません。

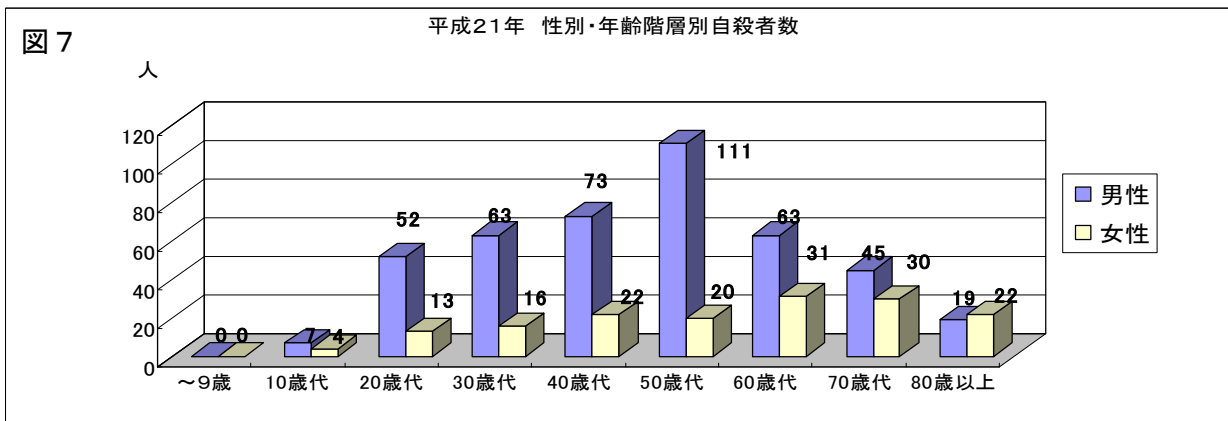
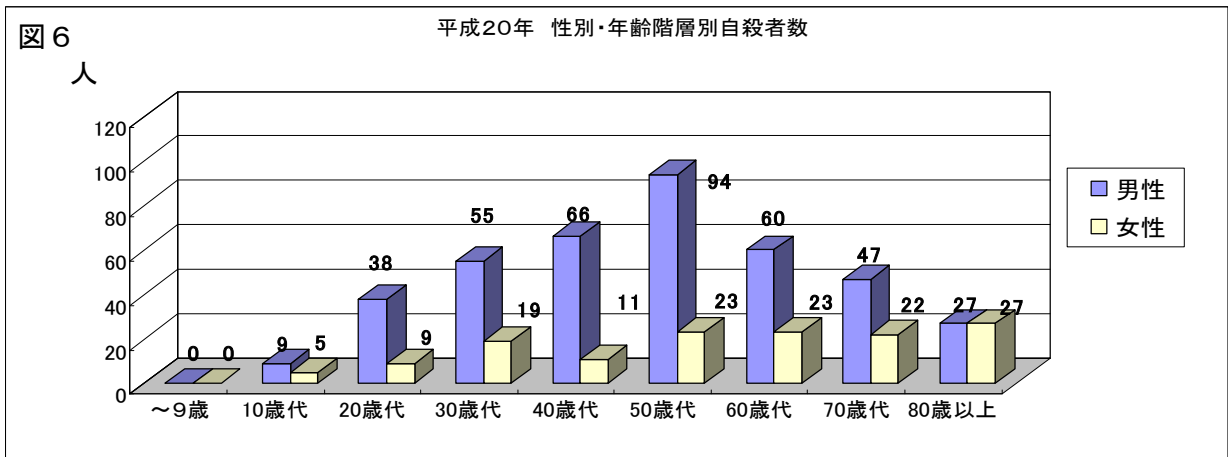
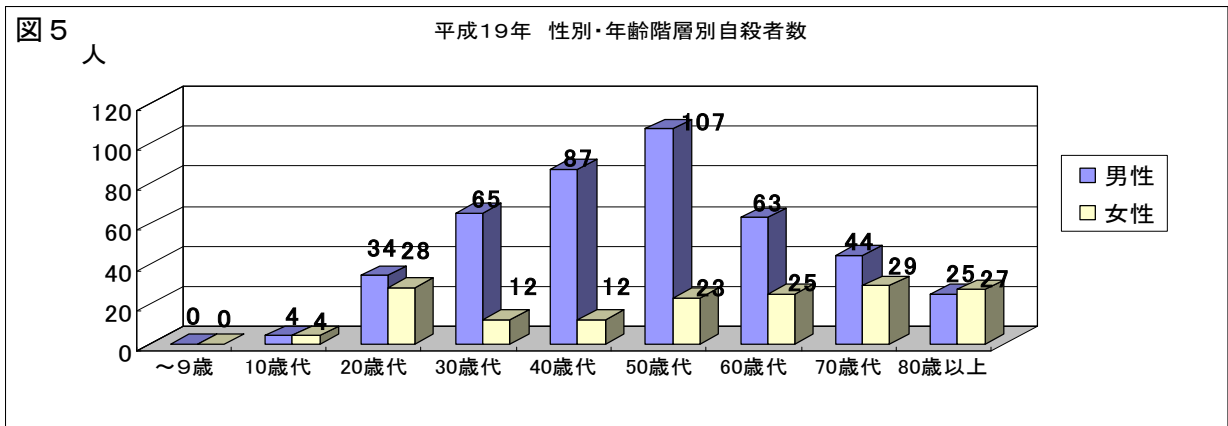
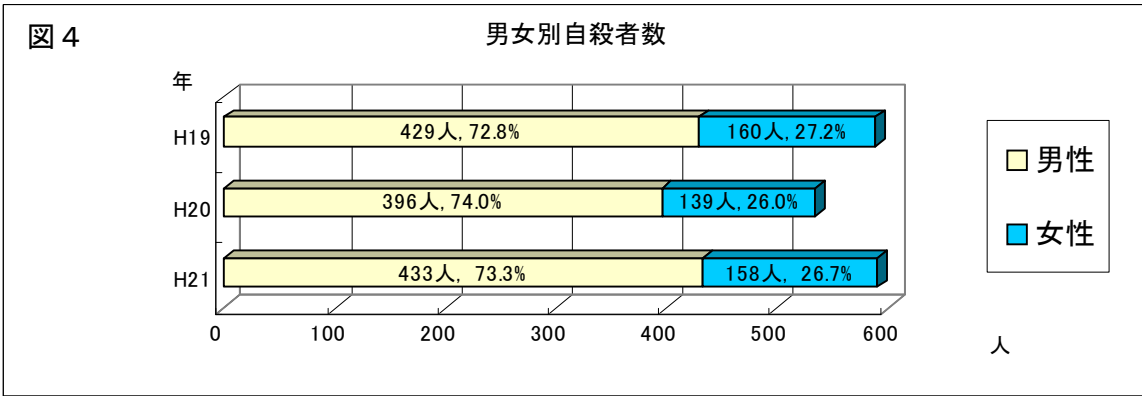


図4～図7 出典：人口動態統計（厚生労働省）

○ 本県の自殺者数の推移（自殺統計ベース）

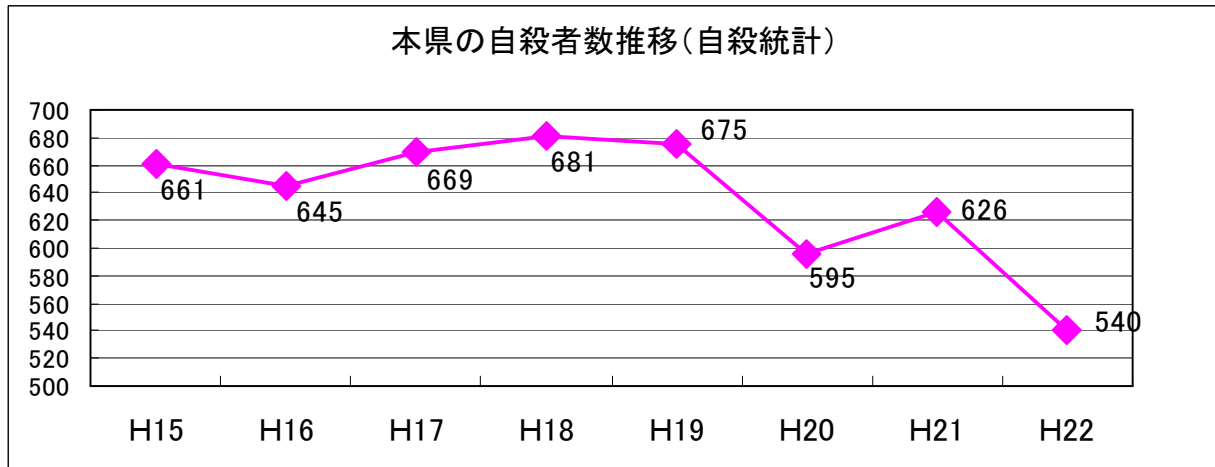
警察庁の自殺統計によると平成22年の自殺者数は540人（概数値）であり、前年より86人減少しています。

表2

単位：人

年	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
計	661	645	669	681	675	595	626	540

図8

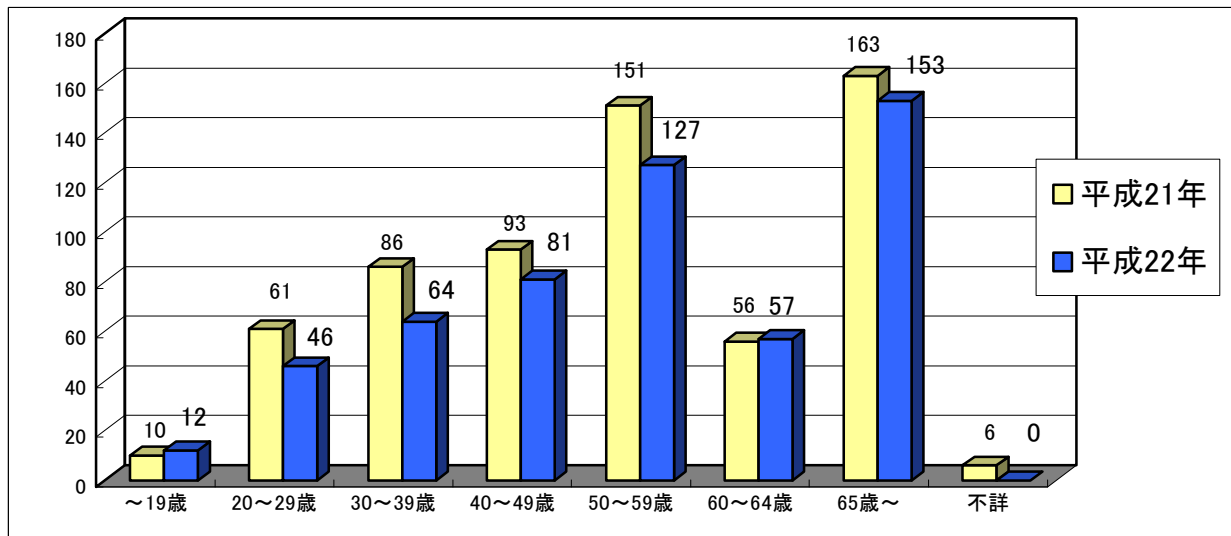


単位：人 出典：自殺統計（警察庁）

平成22年の年齢階層別の状況は、65歳以上が一番多く、次いで50歳代、40歳代の順となっており、この順位は前年と同様です。

図9 年齢階層別自殺者数

単位：人（※平成22年は概数）



出典：自殺統計（警察庁）

4 原因・動機別自殺者数

近年の自殺の原因動機については、「健康問題」が最も多く、次いで「経済生活問題」、「家庭問題」の順となっています。平成19年からは、複数回答とし、また、本人の遺書やメールあるいは生前の言動によるもので裏付けがあるものについて集計し、それ以外は不詳としています。

表3

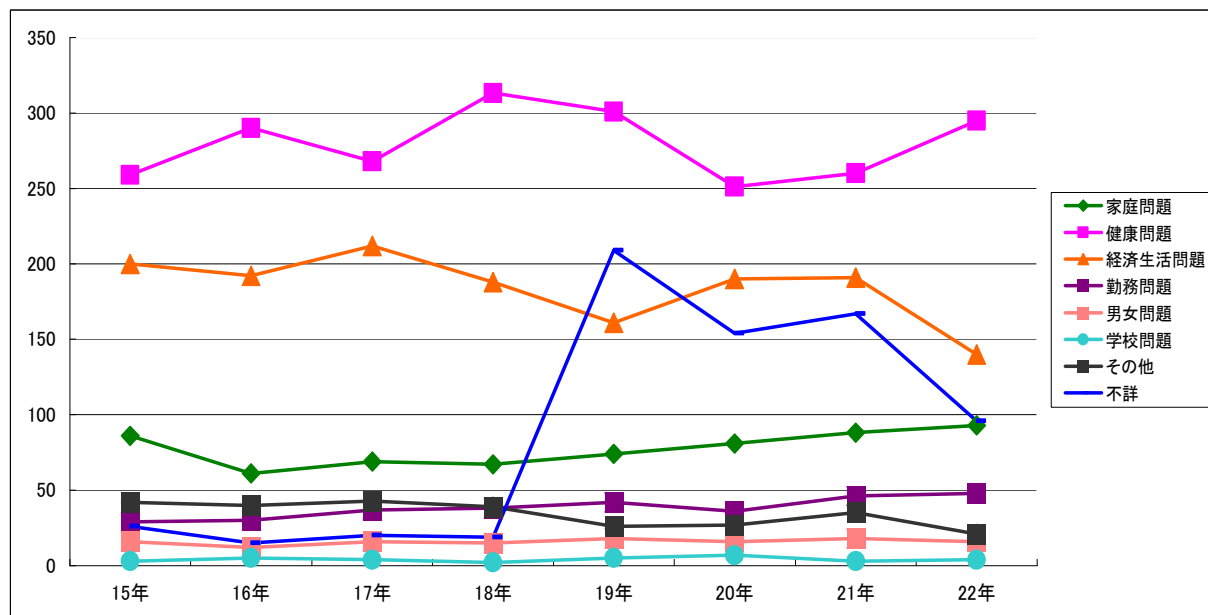
単位：人（※平成22年は概数）

原因	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
家庭問題	86	61	69	67	74	81	88	93
健康問題	259	290	268	313	301	251	260	295
経済生活問題	200	192	212	188	161	190	191	140
勤務問題	29	30	37	38	42	36	46	48
男女問題	16	12	16	15	18	16	18	16
学校問題	3	5	4	2	5	7	3	4
その他	42	40	43	39	26	27	35	21
不詳	26	15	20	19	209	154	167	96

出典：福島県警察本部

図10 原因・動機別自殺者数

※平成22年は概数



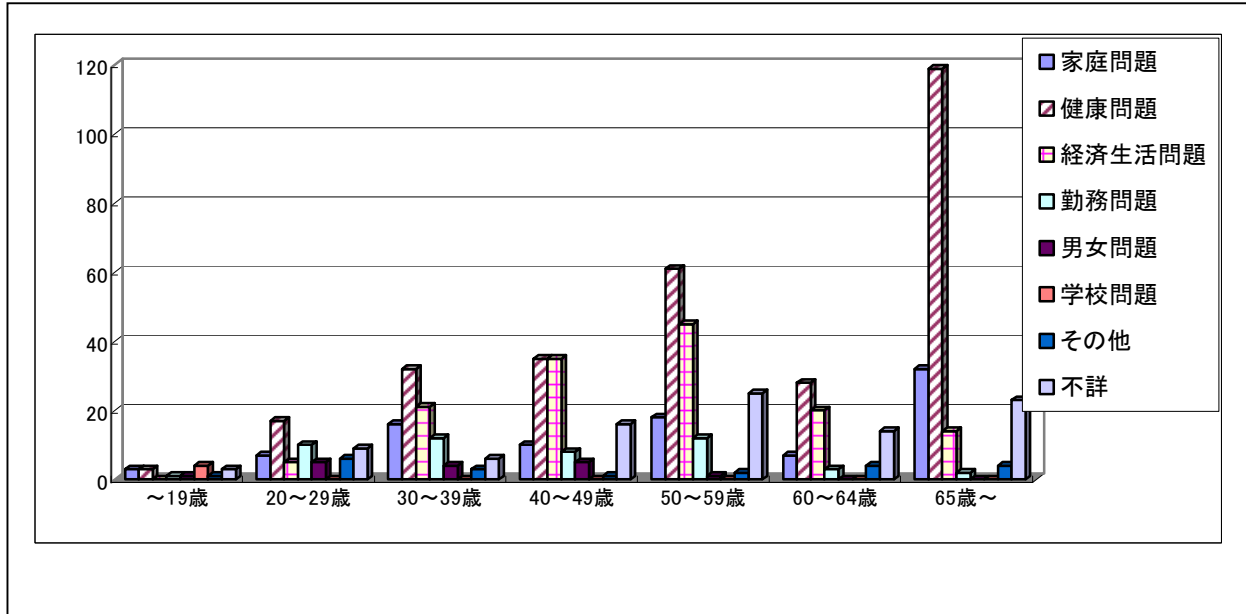
出典：福島県警察本部

5 原因・動機別、年齢階層別自殺者数(複数回答)

「健康問題」がどの年代においても一番多くなっていますが、20歳代は「勤務問題」、30歳代～50歳代は「経済生活問題」が2番目に多い状況となっています。

図 11

平成 22 年 (概数)



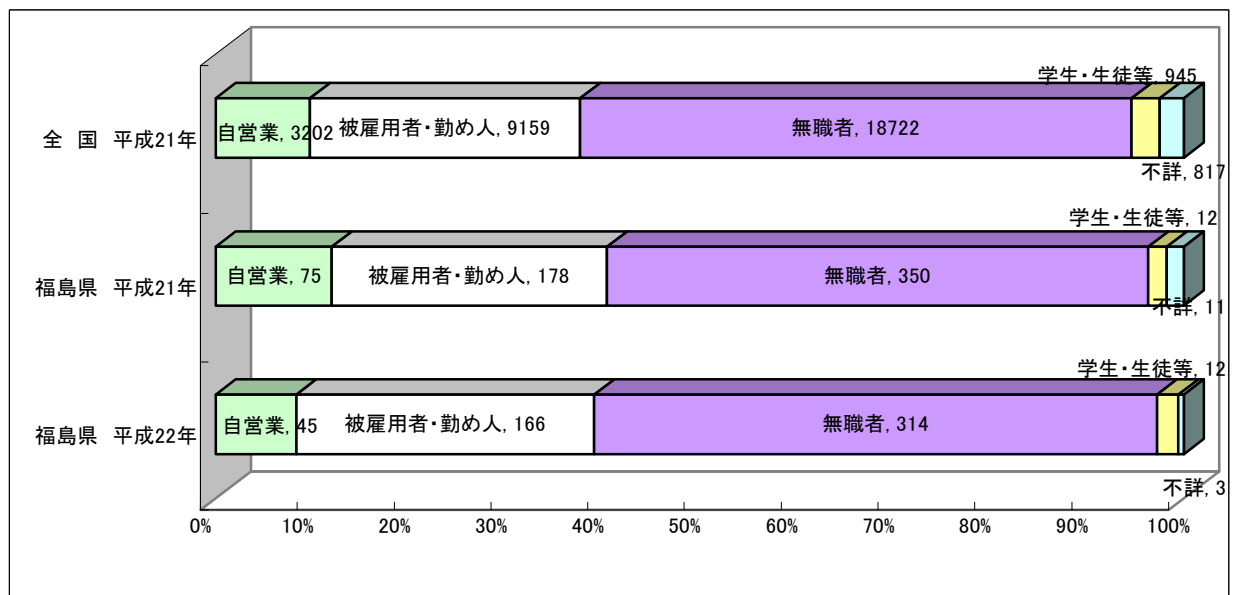
出典：福島県警察本部

6 職業別自殺者数

職業別の状況では、平成 21 年及び平成 22 年とも無職者が全体の半数以上を占め、次いで被雇用者・勤め人、自営業の順となっており、全国とほぼ同様の構成となっています。

図 12

※平成 22 年は概数



出典：自殺統計（警察庁）、福島県警察本部

参考 厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の違い

1 調査対象

厚生労働省の「人口動態統計」は日本における日本人を対象とし、警察庁の「自殺統計」は外国人を含めた総人口を対象としています。

2 調査時点

厚生労働省の「人口動態統計」は住所地を基準に死亡時点で計上し、警察庁の「自殺統計」は発見地を基準に発見時点で計上しています。

7 自殺対策の課題

(1) 社会的な取組み

警察庁の自殺統計によれば県内の自殺者の原因・動機は、健康問題が最も多く、次いで経済生活問題となっています。また、自殺実態白書 2008 によれば、自殺の 10 大要因は職場環境の変化、過労、職場の人間関係、失業、事業不振、負債、身体疾患、生活苦、家族の不和、うつ病であります。自殺には様々な要因が複雑に関係していると考えられるので、自殺者を減らすためには、社会的な取組みが必要です。

(2) 自殺の現状把握

県内の自殺者数は、平成 10 年以降毎年 500 人以上の高い水準で推移しています。

自殺率の都道府県順で本県は上位に入っています。男女別では男性が 7 割を占めています。

年齢階層別では、男性は 50 歳代、40 歳代の中年層の自殺者数が多く、女性は年齢階層別の差が少ない状況です。

県内の自殺者の現状把握のため、厚生労働省の人口動態統計や警察庁の自殺統計を用いているところですが、加えて、本人や遺族のプライバシーに配慮しつつ、自殺の実態を把握し、要因分析などの調査を行い、効果的な自殺対策の策定に反映させる必要があります。

(3) 県民一人ひとりの気づき

自殺や精神疾患に対する誤解や偏見があります。

自殺者の周囲の方々の多くが、自殺者がひとりで心の悩みや苦しみを抱え込んでいることに気づかずにいます。

すべての県民が自殺予防に協力するような意識づけが必要です。

(4) 自殺予防のための人材確保

自殺には様々な要因が複雑に関係しており、その予防には国、県、市町村、民間等社会全体で幅広く関わる必要がありますが、キーパーソンとして、早期対応の中心的役割を果たす人材(ゲートキーパー)を養成する必要があります。

(5) 心の健康づくり

各種調査結果から、自殺を図った人の直前の健康状態では、精神疾患を抱えていた人が多数を占めており、そのうち、うつ病に罹患していた人の割合が多いことが明らかになっています。

自殺を防ぐために、ストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応など、心の健康の保持増進のための体制整備を進める必要があります。

(6) 自殺未遂者や遺族への支援

平成 21 年度に行った「救急医療機関における自殺企図対応調査」によると、自殺未遂者に対応する救急医療の現場では、精神科のない医療機関は精神的ケアが十分確保できない状況にありました。また、心の病で休職中の方の社会復帰支援も始まったばかりです。自殺未遂者の再度の自殺を防ぐため、入院中及び退院後の継続した支援が必要です。

自殺は、遺された家族や周囲の人に大きな悲しみや心理的影響を与えます。その影響範囲は自殺者数の 5 倍とも 10 倍とも言われています。遺された人の心理的影響を和らげるために、相談等の個別支援の他、遺族同士の分かち合いの会などの場の提供が必要ですが、十分とは言えません。

(7) 相談支援体制の整備や関係機関との連携

国・県・市町村とも各種の相談窓口があります。しかし、それぞれの横の連携は十分とは言えません。互いの仕事を理解し、複雑な悩みを持つ相談者への的確な支援を行うことができるよう、関係機関へ適切につなぐことが必要です。

本県では、遺族の分かち合いの会を実施している団体や、精神保健福祉のボランティア活動を実施している団体、精神疾患の自助グループなど、いくつかの民間団体が積極的に活動を展開していますが、これらの民間団体と行政機関の連携は十分とは言えません。これらの活動を支援するとともに積極的に連携を図ることが必要です。

第3章 自殺対策

1 自殺対策推進の基本的考え方

(1) 社会的要因も踏まえ総合的に取り組む

自殺の背景には、職場環境の変化、過労、職場の人間関係、失業、事業不振、負債、身体疾患、生活苦、家族の不和、うつ病など、社会的要因と個人的要因が複雑に関係しています。このため、自殺を予防するには、社会的要因に対する働きかけを行うとともに、心の健康問題について、個人に対する働きかけと社会に対する働きかけの両面から総合的に取り組んでいきます。

ア 社会的要因に対する働きかけ

(ア) 長時間労働により心の健康を害することを防ぐため、事業者に対してワーク・ライフ・バランスの推進を啓発します。

(イ) 各種相談窓口職員を対象に、自殺や心の健康についての基礎知識及び関係機関との連携についての研修を行うとともに、心のケアを含む支援を充実するなど、相談支援体制を強化します。

イ うつ病の早期発見、早期治療 自殺を図った人の直前の心の健康状態を見ると、大多数がうつ病等の精神疾患に罹患しています。うつ病については有効な治療法が確立していることや、うつ病対策の実施により自殺予防の効果をあげていることから、うつ状態にある人の早期発見、早期治療を図るための取組みを進めます。

ウ 自殺や精神疾患に対する偏見をなくする取組み 県民全体に対し、命の大切さの理解を深めるとともに、悩みを抱えたときに気軽に心の健康問題の相談機関を利用できるよう、自殺や精神疾患に対する正しい知識を普及啓発し、偏見をなくしていく取組みを進めます。

(2) 県民一人ひとりが自殺予防の担い手となるよう取り組む

現代社会はストレス過多の社会であり、様々な理由から、誰もが心の健康を損なう可能性があります。

このため、県民一人ひとりが心の健康問題の重要性を認識するとともに、自らの心の不調に気づき、適切に対処することができるようになることが重要です。また、全ての県民が、身近なところの自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぐなど、自殺予防の担い手となるよう、広報活動、教育活動の取組みを進めます。

(3) 自殺の事前予防、危機対応に加え、未遂者や遺族への事後対応に取り組む

ア 事前予防 心身の健康の保持増進についての取組み、自殺や精神疾患についての正しい知識の普及啓発等自殺の危険性が低い段階での予防に取り組めます。

イ 自殺発生の危機対応 現に起こりつつある自殺の危険に介入し、自殺を防ぎます。

ウ 事後対応 不幸にして自殺や自殺未遂が生じてしまった場合において、家族や職場の同僚等他の人に与える影響を最小限とし、新たな自殺を防ぎます。

(4) 自殺を考えている人を、関係者が連携して包括的に支える

自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組みが重要であり、この様な包括的な取組みを実施するためには、様々な分野の人々や組織が密接に連携する必要があります。行政機関、医療機関、事業主、学校、民間団体等の関係機関・団体における意見交換等により、自殺に対する問題意識の共有を図り、相互の連携強化に努めます。

(5) 自殺の実態解明を進め、その成果に基づき施策を展開する

自殺対策は、自殺の実態に即して、科学的根拠に基づいて実施する必要があります。しかし、自殺の実態は未だ明らかでない部分が多いため、これまでの調査研究の成果など、効果があると考えられる施策から実施することとし、並行して、実態解明のための調査研究を進めます。

(6) 中長期的視点に立って継続的に進める

自殺対策は、社会的要因の背景にある制度や慣行の見直しや相談支援体制の整備充実を図るとともに、県民全体に対する啓発活動等を通じて正しい知識を普及させ、自殺や精神疾患に対する偏見を減らし、併せて、精神科医療全体の改善を図っていくことが必要ですが、自殺予防に即効性のある施策はないといわれており、中長期的な視点に立って継続的に実施します。

2 具体的な取組み

当面重点的に取り組むべき施策を次のとおり設定します。

なお、今後の調査研究の成果等により新たに必要となった施策については、逐次実施することとします。

(1) 自殺の実態を明らかにする

自殺者や遺族のプライバシーに配慮しつつ、社会的要因を含む自殺の実態を把握するための調査研究を行うとともに、自殺対策に関する情報の提供等を推進します。

ア 自殺関係情報の収集・提供	
警察本部が保有する自殺関係資料を関係機関・団体等に提供します。	生活安全企画課
自殺対策の充実を図るため、自殺対策に関する情報収集を行うとともに、人口動態統計や警察の自殺者統計等を活用し、継続した自殺の現状分析を行い、関係機関や団体等に提供するとともに、調査結果をホームページ等を活用して公表します。	障がい福祉課
イ 自殺の原因・経過等に関する調査及び分析	
自殺対策に役立てるため、自殺の原因や経過等の調査を行います。又、国が実施する調査研究について協力します。 精神保健福祉センターに専任職員を配置し、統計や社会資源等の情報を整理分析し、必要な情報を関係機関へ定期的に提供します。	障がい福祉課 (精神保健福祉センター)
児童生徒に関わる事故を集約し、その対応や今後の事故防止に役立てます。	学校生活健康課
文部科学省による、いじめや不登校など児童生徒の問題行動に関わる調査をします。	学校生活健康課
高齢者におけるうつ病等実態の把握 有識者等の関係者で組織する介護予防市町村支援委員会における生活機能評価結果の分析を踏まえ、市町村を支援します。	高齢福祉課

(2) 県民一人ひとりの気づきと見守りを促す

自分の周りにもいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、専門家につなぎ、見守っていくという自殺対策における県民一人ひとりの役割等について県民の理解の促進を図るため、教育活動、広報活動等を通じた啓発事業を展開します。

ア 県民の自殺問題への理解の促進・啓発活動	
県民の自殺問題への理解の促進を図るため、ホームページへの掲載や街頭キャンペーン、テレビ、ラジオ、新聞、の様々な広報媒体を活用した啓発活動を実施します。特に福島県自殺対策強化月間である9月と3月においては、集中的に啓発活動を実施します。	障がい福祉課

イ	<p>精神疾患や精神医療に対する偏見の払拭、うつ病等に関する知識の普及</p> <p>精神疾患や精神医療に対する偏見をなくし、うつ病に関する知識の普及や早期受診の啓発のため、うつ病や心の健康に関するセミナー等を実施します。</p>	障がい福祉課
ウ	<p>「いのちの大切さ」を伝える教育</p> <p>道徳教育総合支援事業 (心を耕すゲストティーチャー活用推進事業) の中の一つとして、うつ・自殺予防を描いた絵本作家を講師とする等、様々な分野で活躍する先輩を各学校(小学校・中学校・高等学校(推進校))へゲストティーチャーとして派遣し、道徳の授業を実施します。</p> <p>また、県内すべての小学校・中学校へ、子どものうつ・自殺予防を描いた絵本を配付します。</p>	学校生活健康課
エ	<p>青少年健全育成活動</p> <p>福島県青少年健全育成条例に基づき、青少年の自殺又は犯罪を誘発するおそれのある興行や図書類などを有害図書類に指定し、青少年に対する販売や閲覧などを規制します。</p>	青少年育成室
オ	<p>相談支援機関の周知</p> <p>自殺の背景にある経済、仕事、家庭、健康等のそれぞれの諸問題に対応する行政、司法、民間団体等の関係機関・団体が開設した相談窓口について、ホームページやパンフレット等を活用し、県民へ周知します。</p>	障がい福祉課
カ	<p>地域の在宅介護事業従事者や民生児童委員等に対する正しい知識の普及啓発</p> <p>ホームヘルプパワーアップ作戦 訪問介護員に対し、実務経験年数等に応じた研修を実施し資質の向上を図ります。</p> <p>地域包括支援センター職員等研修事業 地域包括支援センター職員を対象に研修を実施し、資質の向上を図ります。</p> <p>福島県民生委員・児童委員研修事業 地域福祉の第一線で活動する民生委員・児童委員に対して、自殺に関する正しい知識を普及するため、民生委員・児童委員研修会等の機会を通じて、啓発活動を行います。</p>	<p>高齢福祉課</p> <p>高齢福祉課</p> <p>社会福祉課</p>

キ うつ病の情報提供・予防支援	
医師会及び医療機関等に対するうつ病等精神疾患に関する情報提供 必要に応じて、障がい福祉課等と連携し、機会をとらえ医師会及び医療機関等に対してうつ病等精神疾患に関する情報提供を行います。	地域医療課
うつ予防の普及・啓発 地域リハビリテーションニュースを発行し、うつ予防等、介護予防の普及・啓発を図ります。	高齢福祉課
健康ふくしま21推進事業 「心の健康」を分野別推進方策の1つとしている健康ふくしま21計画を周知し、正しい知識の普及啓発を図ります。	健康増進課

(3) 早期対応の中心的役割を果たす人材（以下「ゲートキーパー」という。）を養成する

自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができるゲートキーパーを養成します。

ア 地域において自殺のハイリスク者の早期発見・早期対応ができる人材の養成	
市町村人材育成事業 ゲートキーパーを育成するために、地域のリーダーや民生委員・児童委員、各種相談に対応している職員等を対象とした研修を実施します。	障がい福祉課
イ 高齢者及びその介護者の自殺予防	
ホームヘルプパワーアップ作戦 訪問介護員に対し、実務経験年数等に応じた研修を実施し資質の向上を図ります。	高齢福祉課
地域包括支援センター職員等研修事業 地域包括支援センター職員を対象に研修を実施し、資質の向上を図ります。	高齢福祉課
地域支援事業交付金 各市町村が実施する介護予防事業や地域包括ケアの中核拠点となる地域包括支援センターの運営事業等に対し交付金を交付します。	高齢福祉課

ウ 教職員の相談業務に関する資質向上	
初任者研修、経験者研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、専門研修（教育相談系講座） 各研修会において、教員の教育相談に関する資質の向上を図ります。 1 事故発生時の対応 2 道徳教育の意義 3 児童生徒理解と教育相談 4 教育相談の具体的取組 等	学校生活健康課
高等学校経験者研修Ⅱ 既存の研修会の内容に、自殺が起きてしまった後の心のケアに関する項目を加えます。	学校生活健康課
エ 地域保健スタッフの資質向上	
自殺や心の健康問題に関する相談機能の維持向上のため、保健師等の地域保健スタッフに対する研修を実施します。	障がい福祉課
オ 自死遺族支援	
自死遺族関連の民間団体や公的機関を対象とした自死遺族支援に関する研修を実施します。	障がい福祉課
遺族等への対応 警察官養成段階（警察学校）において、遺族に対する接し方など心のケアに関する教育を実施します。	生活安全企画課

(4) 心の健康づくりを進める

自殺の原因となる様々なストレスについて、ストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応など心の健康の保持増進のための職場、地域、学校における体制整備を進めます。

ア 地域における心の健康づくり	
保健福祉事務所や精神保健福祉センターにおいて自殺予防や心の健康、精神疾患など、精神保健福祉相談に対応します。	障がい福祉課
こころの健康相談ダイヤル 専用の電話により自殺関連の電話相談に対応します。	障がい福祉課 (精神保健福祉センター)
各地域において、こころの健康についての講演会を実施します。	障がい福祉課

	各地域の心の健康相談窓口について、県民へ周知します。	障がい福祉課
	福島県地域・職域連携推進事業 地域・職域連携推進協議会において、自殺対策についての情報を提供する など、心の健康づくりに関する知識の普及啓発を促進します。	健康増進課
イ 児童生徒の心の健康づくり		
	学校教育相談員配置 いじめや不登校問題等の防止のため教育センターに学校教育相談員を配置 し、電話相談（ダイヤルSOS）を行います。	学校生活健康課
ウ 災害時の心のケア		
	県や市町村における災害時の心のケア体制について検討し、「心のケアマ ニュアル」を策定整備します。	障がい福祉課 (精神保健 福祉センター)

(5) 適切な精神科医療を受けられるようにする

うつ病等の自殺の危険性の高い人の早期発見に努め、確実に精神科医療につなぐ取組みに併せて、
これらの人々が適切な精神科医療を受けられるよう精神科医療体制を充実します。

ア 自殺のハイリスク者支援		
	自殺のハイリスク者である、うつ病や統合失調症、アルコール依存症、薬 物依存症などについて個別支援や関係機関対象の研修等を行います。	障がい福祉課
	各地域においてうつ病家族教室を開催し、本人や家族のうつ病に関する理 解を深め、病状の悪化防止や自殺予防を図ります。	障がい福祉課
	うつ予防の普及・啓発 地域リハビリテーションニュースを発行し、うつ予防等、介護予防の普及 ・啓発を図ります。(再掲)	高齢福祉課
イ 医師会及び医療機関等に対するうつ病等精神疾患に関する情報提供		
	必要に応じ、機会をとらえ医師会及び医療機関等に対してうつ病等精神疾 患に関する情報提供を行います。	地域医療課 障がい福祉課

ウ 医療相談体制の充実	
福島県医療相談センター運営事業 自殺未遂者やその親族等から、精神的ケア等に関する医療相談があった場合、精神保健福祉センターや医療機関等の適切な窓口を紹介します。	地域医療課
精神科救急情報センター 夜間休日の精神科救急受診の相談に対応するため、精神科救急情報センターの体制を充実します。	障がい福祉課
児童・思春期において精神的問題を抱えている者や自傷行為を繰り返す者に対する早期介入が求められているため、関係機関と児童・思春期精神科医療体制整備について検討します。	障がい福祉課
精神科医療に携わるコメディカルスタッフに対し、うつ病の治療や患者への対応方法等を習得するための研修を実施します。	障がい福祉課

(6) 社会的な取組みで自殺を防ぐ

社会的要因を含む様々な要因により自殺の危険性が高まっている人に対し、社会的な支援の手を差し伸べることにより、自殺を防止します。

ア 自殺のおそれがある行方不明者の発見活動	
自殺のおそれがある行方不明者の発見活動の確実な実施を図ります。	生活安全企画課
イ インターネット上の自殺予告事案への対応	
インターネット上の自殺予告事案に対し、迅速に対応します。	生活安全企画課
ウ 青少年健全育成活動	
福島県青少年健全育成条例に基づき、青少年の自殺又は犯罪を誘発するおそれのある興行や図書類などを有害図書類に指定し、青少年に対する販売や閲覧などを規制します。	青少年育成室
エ ワーク・ライフ・バランス推進、労働問題の相談、就業・雇用支援	
仕事と生活の調和の取れた職場環境作りのため、ワーク・ライフ・バランスアドバイザーを企業に派遣するとともに、ワーク・ライフ・バランスの取組みに優れた企業を表彰します。	雇用労政課

<p>ワーク・ライフ・バランス地域推進モデル事業</p> <p>ワーク・ライフ・バランスに取り組む中小企業をモデル企業として選定し、実践までのプロセスをモデル的に示すとともに、地域内企業に対して当該プロセス等を情報発信することにより、ワーク・ライフ・バランスの普及促進を図ります。</p>	雇用労政課
<p>労働相談事業</p> <p>解雇や賃金、労働時間などの労働条件、職場での人間関係の悩み毎などの労使からの労働に関する相談に応じ、複雑・多様化する労働問題の解決に努めます。</p>	雇用労政課
<p>求職者緊急支援資金</p> <p>会社の倒産やリストラなどで失業した方々の求職活動に必要な生活資金を融資します。</p>	雇用労政課
<p>緊急雇用創出基金事業</p> <p>雇用失業事情が下降局面にある中で、非正規労働者や中高年齢者等に対する一層の雇用調整の進行が懸念されることから、国から交付された緊急雇用創出事業交付金を活用して、非正規労働者や中高年齢者の雇用・就業機会を創出します。</p>	雇用労政課
<p>ふるさと雇用再生特別基金事業</p> <p>現下の雇用失業情勢が下降局面にあることから緊急の措置として国から新たに交付されたふるさと雇用再生特別交付金を活用することにより、地域の実情に応じて、県及び市町村の創意工夫に基づいた事業を実施し、地域の雇用機会の創出を図ります。</p>	雇用労政課
<p>ふるさと福島就職情報センター運営事業</p> <p>福島市にふるさと福島就職情報センターを設置し、大学生やフリーターなどの県内企業に就職を希望する者に対して、就職相談から職業紹介までワンストップでサービスを提供するとともに、新規学卒者の職場定着の促進に向けた相談支援を行います。</p>	雇用労政課
<p>青少年総合相談支援事業（ニート就労支援事業、若者自立支援カウンセラー派遣事業）</p> <p>地域が連携してニートの社会的自立を支援するためのネットワークを構築し、支援対象者の把握等に努めるとともに、「若者自立支援カウンセラー」による直接訪問や民間団体への助言等を行います。</p>	雇用労政課

<p>若者自立相談事業(ふるさと雇用再生特別基金事業)</p> <p>本人又はその家族等から、電話やメール等による相談を受け、相談内容に応じた自立に向けての助言や適切な専門機関の紹介等を行います。</p>	<p>雇用労政課</p>
<p>若者就労体験等事業(緊急雇用創出基金事業)</p> <p>就労に向けた基礎訓練(ジョブトレーニング)として事業所等での就労体験、福祉施設等でのボランティア体験等を実施し、コミュニケーション能力の養成や勤労観の醸成を図ります。また、ニートの親等を対象としたセミナーや、民生委員をはじめとした地域の中核となる人材の育成を目的としたセミナーを開催することで、支援のネットワークを構築します。</p>	<p>雇用労政課</p>
<p>ふくしま求職者総合支援センター運営事業</p> <p>県内2箇所(郡山市・福島市)にふくしま求職者総合支援センターを設置し、雇い止め等により離職を余儀なくされた求職者等に対し、住居の確保、生活資金の確保や就職のための能力開発の情報提供等の生活・就労相談を行います。</p>	<p>雇用労政課</p>
<p>ふくしま就職応援センター運営事業</p> <p>県内4箇所(白河市、会津若松市、南相馬市、いわき市)に、ふくしま就職応援センターを設置し、雇い止め等により離職を余儀なくされた求職者等に対し、就職相談、職業紹介や生活・就労相談を行い就職を支援するとともに、企業の人材確保を支援します。</p>	<p>雇用労政課</p>
<p>就業・雇用相談窓口の設置</p> <p>福島県農林水産部「就業・雇用相談窓口」を各出先機関等に設置し、就業・雇用相談等に応じています。</p>	<p>農林水産部 各出先機関</p>
<p>オ 多重債務者への相談支援</p>	
<p>消費生活相談窓口機能強化事業及び心の健康相談</p> <p>県消費生活センターにおいて、弁護士・司法書士、FP(ファイナンシャルプランナー)を、県中、県南、会津地方振興局において、弁護士、消費生活相談員を配置し、多重債務相談など高度な専門的相談に対応します。 また、「心の健康相談」窓口を併せて開設します。</p>	<p>消費生活課 障がい福祉課</p>

<p>多重債務相談窓口（ホットライン）開設</p> <p>多重債務問題に対し、十分な相談対応のできない町村からの相談・照会に応じる専用窓口を県消費生活センター内に開設します。</p>	消費生活課
<p>カ 地域における各種相談支援体制の充実</p>	
<p>県政相談、交通事故相談</p> <p>県政に関する相談、県民生活に関する相談や交通事故の損害賠償等に関する相談に対応します。</p>	県民広聴室
<p>男女共生センターにおける相談事業</p> <p>男女共生センターに専門の相談員を配置し、DVを含む、生活全般の悩みや問題に関する相談を受けます。また、弁護士や医師等に委託し、法律や健康に関する相談を受け付けます。</p>	人権男女共生課 (男女共生センター)
<p>保健福祉事務所などの県機関及び関係する団体において、専門の職員が保健、医療、福祉に係る様々な悩み事等に関する相談に対応します。</p> <p>(ア) 各保健福祉事務所 心やからだの健康に関すること。</p> <p>(イ) 各児童相談所 児童虐待ほか18歳未満の子どもに関すること。</p> <p>(ウ) 女性のための相談支援センター ドメスティック・バイオレンスに関すること。</p> <p>(エ) 障がい者総合福祉センター 障がい者の福祉に関すること。</p> <p>(オ) 総合療育センター 障がいをもつ子どもたちの治療・訓練等に関すること。</p> <p>(カ) 精神保健福祉センター 精神保健福祉全般に関すること。</p>	保健福祉部 各出先機関
<p>高齢者総合相談センター運営事業</p> <p>高齢者及びその家族等が抱える保健・年金・法律等に関する各種の心配ごと等に対する相談窓口を設置します。</p>	高齢福祉課
<p>高齢者の虐待等に関する相談</p> <p>市町村における高齢者虐待に関する相談体制の強化を図るとともに、高齢者の身体拘束に関する情報の提供・介護の方法等に関する相談を実施します。</p>	高齢福祉課

<p>福島県難病相談支援センター事業</p> <p>難病患者・家族等がかかえる療養上、日常生活上の悩み・不安等の相談を受付けるとともに、難病に関する様々な情報を提供することにより、多様なニーズに対応した相談支援を行います。</p>	健康増進課
<p>薬物関連問題相談事業</p> <p>精神保健福祉センターにおいて、県民からの薬物関連問題の相談に専門的に応じるとともに、薬物乱用の発生の予防及び薬物依存者の社会復帰促進等を図るため、「薬物関連問題相談窓口」を開設し、薬物による精神障がい者やその家族に対して個別相談を実施します。</p> <p>専門相談実施日：毎月第2金曜日</p>	薬務課
<p>保健所薬物相談窓口事業</p> <p>各保健所に薬物相談窓口を設置し、相談者に対し適切な指導を行い、予防啓発を図ります。</p>	薬務課
<p>医薬品等苦情相談事業</p> <p>福島県消費生活センター内に専門の相談員を配置し、毎週水曜日医薬品等の苦情、健康相談を実施します。</p>	薬務課
<p>警察安全相談</p> <p>県民の不安や悩み事に関する相談の受付や相談事に対する助言等を行います。</p>	県民サービス課
<p>ヤングテレホン</p> <p>少年や保護者が抱えている不安や悩みごとについての相談を受けます。</p>	県民サービス課 少年課
<p>キ 外国出身の県民サポート</p>	
<p>多言語行政サービス提供事業</p> <p>外国出身県民が抱える様々な問題に対応するため、行政サービスの利用しやすい環境の整備や、安心して生活できるようなサポート体制の充実を図ります。</p>	国際課

ク 犯罪被害者等に対する相談支援	
<p>犯罪被害者等相談窓口</p> <p>犯罪被害者等の支援のため、総合対応窓口を設置します。また、犯罪被害等で悩みごとや困りごとがある場合に、各種相談窓口を紹介します。</p>	人権男女共生課
ケ 生活福祉資金の貸付	
<p>生活福祉資金貸付等補助事業</p> <p>(社福) 福島県社会福祉協議会が、低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等を対象として実施している「生活福祉資金貸付事業(4種類)の運営に必要な事務費及び市町村社会福祉協議会に配置する相談員人件費の一部を補助します。(注)生活福祉資金は、債務の弁済を目的とした借入及び多額の負債がある場合は対象外だが、借入相談の中で多重債務が判明した場合は法テラス等を紹介して債務整理を促しています。</p>	<p>社会福祉法人 福島県社会福祉協議会 (社会福祉課)</p>
コ 中小企業者の経営相談や資金繰りに関する相談	
<p>中小企業制度資金</p> <p>県中小企業制度資金の紹介など中小企業の資金繰りや金融に関する相談を本庁(金融課)及び出先機関(地方振興局)で実施します。</p>	金融課
<p>経営支援プラザ等運営事業</p> <p>コラッセふくしま内の「経営支援プラザ」において、県内中小企業者等の様々な経営課題に対し、経営基盤の強化等に向けた総合的な支援を実施します。</p>	団体支援課
サ 児童生徒に対する相談体制の充実	
<p>スクールカウンセラー等活用事業</p> <p>問題行動や不登校を防止するためにスクールカウンセラーを小学校・中学校・高等学校に配置します。</p>	学校生活健康課
<p>学校教育相談員配置</p> <p>いじめや不登校問題等の防止のため教育センターに学校教育相談員を配置し、電話相談(ダイヤルSOS)を行います。(再掲)</p>	学校生活健康課
<p>子ども24時間いじめ電話相談</p> <p>いじめによる悩みを解決するために、24時間電話相談を実施します。</p>	学校生活健康課

いじめ110番 少年や保護者からのいじめに関する相談を実施します。	県民サービス課 少年課
--------------------------------------	----------------

(7) 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、入院中及び退院後の心理的ケア、自殺の原因となった社会的要因に対する取組みを支援します。

ア 自殺未遂者やその親族に対する相談支援	
保健福祉事務所や精神保健福祉センターにおいて、自殺未遂者やその親族等からの相談に対応します。	障がい福祉課
イ 救急医療機関や精神科医療機関等との連携	
救急医療機関と精神科医療機関や各種相談窓口との連携のあり方について、医療ソーシャルワーカーの活用を含め検討します。	障がい福祉課
ウ 相談窓口の情報提供	
自殺未遂者やその親族等が必要な相談機関に相談できるよう、各種相談窓口や関連する民間団体の連絡先等の情報を提供します。	障がい福祉課
精神障がい者アウトリーチ推進事業 多職種チームのアウトリーチ（訪問支援）により、自殺企図後、治療中断している方々を支援します。	障がい福祉課

(8) 遺された人の苦痛を和らげる

自殺や自殺未遂の発生直後に遺された人の心理的影響を和らげるためのケアを行うとともに、遺族のための自助グループ等の民間団体の地域における活動を支援します。

ア 自死遺族やその周囲の人びとからの相談	
保健福祉事務所や精神保健福祉センターにおいて、自死遺族等からの相談に対応します。	障がい福祉課

イ	自死遺族の子どもやその周囲の子どもたちに対するケア	
	スクールカウンセラー活用事業 問題行動や不登校を防止するためにスクールカウンセラーを小学校・中学校・高等学校に配置します。 (再掲)	学校生活健康課
	高等学校経験者研修Ⅱ 教員の既存の研修会の内容に、自殺が起きてしまった後の心のケアに関する項目を加えます。 (再掲)	学校生活健康課
ウ	自死遺族支援のための研修の実施	
	自死遺族関連の民間団体や公的機関を対象とした自死遺族支援に関する研修を実施します。	障がい福祉課
エ	自死遺族やその親族に対する相談支援	
	警察官養成段階（警察学校）において、遺族に対する接し方など心のケアに関する教育を実施します。	生活安全企画課
	福島県医療相談センター運営事業 自殺未遂者やその親族等から精神的ケア等に関する医療相談があった場合、精神保健福祉センターや医療機関等の適切な窓口を紹介します。	地域医療課
オ	自死遺族に対する支援方法の検討	
	関係者との意見交換会や相談対応の中から、自死遺族等のニーズを把握し、支援方法を検討します。	障がい福祉課

(9) 民間団体や公的機関との連携を強化する。

自殺対策を進める上で、国や県とともに、住民に一番身近な市町村が対策を取ることが重要です。

また、自殺の危機にある人を援助している民間団体の活動も不可欠です。公的機関やこのような民間団体の活動を支援するとともに、連携を図ります。

ア 各種団体との連携	
<p>福島県地域・職域連携推進事業</p> <p>地域・職域連携推進協議会において、自殺対策についての情報を提供するなど、心の健康づくりに関する知識の普及啓発を促進します。</p>	健康増進課
<p>民間団体に対し、心の健康等の相談活動や自殺予防活動に従事する人材育成等に関する支援を行います。</p>	障がい福祉課
<p>市町村自殺担当者主管課長・担当者研修会を開催し、市町村と連携した自殺対策を進めます。</p>	障がい福祉課
<p>高齢者の虐待等に関する相談</p> <p>市町村における高齢者虐待に関する相談体制の強化を図るとともに、高齢者の身体拘束に関する情報の提供・介護の方法等に関する相談を実施します。（再掲）</p>	高齢福祉課
<p>市町村に対するうつ予防支援</p> <p>市町村の介護予防事業従事者に対し介護予防事業の研修を行います。</p> <p>市町村の介護予防事業実施状況を現地調査し、情報収集、指導、助言を行います。</p>	高齢福祉課
<p>生活福祉資金貸付等補助事業</p> <p>（社福）福島県社会福祉協議会が、低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等を対象として実施している「生活福祉資金貸付事業（４種類）の運営に必要な事務費及び市町村社会福祉協議会に配置する相談員人件費の一部を補助します。</p>	社会福祉法人 福島県社会福祉協議会 （社会福祉課）
<p>医療ソーシャルワーカーとの連携</p> <p>医療ソーシャルワーカー協会に対して、自殺対策に関する情報提供を行うとともに、研修会等で連携のあり方等について検討課題として取り上げていただけるよう要請します。</p>	健康増進課
<p>多重債務者対策協議会の開催</p> <p>多重債務問題に関する対策を効果的に推進するため、県弁護士会や県司法書士会をはじめとした、庁内外の関係機関・団体と協議します。</p>	消費生活課
<p>多重債務相談窓口機能強化事業（ホットライン）開設</p> <p>多重債務問題に対し、十分な相談対応のできない町村からの相談・照会</p>	消費生活課

に於ける専用窓口を県消費生活センター内に開設します。(再掲)	
市町村多重債務者対応研修会 債務整理に向けた助言をする上で必要な法制度等の知識の習得に向け、市町村職員を対象とする研修会を開催します。	消費生活課
多重債務者相談強化キャンペーン 県弁護士会、県司法書士会及び県内市町村と協働し、多重債務者無料法律相談会を開催します。(再掲)	消費生活課

第4章 推進体制

1 連携協力の確保

(1) 福島県自殺総合対策庁内連絡会議の開催

県庁内の各部署が相互の連携のもと自殺対策に取り組むことができるよう、定期的に福島県自殺総合対策庁内連絡会議を開催します。

(2) 福島県自殺対策推進協議会の開催

国、県、市町村、医療機関、事業主、学校、民間団体等の関係機関・団体との連携を強化し、各機関が行う自殺対策が有効に行われるよう定期的に福島県自殺対策推進協議会を開催します。

2 計画推進のために

計画の進行を管理するため、具体的な取組み状況について、福島県自殺対策推進協議会に報告し、専門家等の意見を踏まえながら点検と評価を実施していくとともに、結果を公表していきます。

また、点検と評価の結果や、国等による自殺の実態解明の調査研究結果など自殺対策を巡る国内外の変化を踏まえ、必要な見直しを行うこととします。